

# Kasai

## 第93回 定時株主総会招集ご通知

### 開催日時

2024年6月27日（木曜日）午前10時  
（受付開始：午前9時予定）

### 場 所

神奈川県高座郡寒川町宮山3316番地  
河西工業株式会社 本社 会議室

### 目 次

- 第93回定時株主総会招集ご通知 …………… 1
- 株主総会参考書類 …………… 7

河西工業株式会社

証券コード：7256

証券コード 7256  
2024年6月12日

株 主 各 位

神奈川県高座郡寒川町宮山3316番地  
**河西工業株式会社**  
代表取締役社長 半谷 勝二

### 第93回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第93回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.kasai.co.jp/ir/library/shareholders/>



また、インターネット上の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。下記のサイトにアクセスしていただき、当社名（河西工業）または証券コード（7256）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択の上、株主総会招集通知／株主総会資料ページに掲載されている情報を閲覧くださいますようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面による議決権の事前行使をお願い申し上げます。

また、議決権の事前行使を行う場合は、2024年6月26日（水曜日）午後5時までに行ってくださいようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日時 2024年6月27日(木曜日)午前10時  
2. 場所 神奈川県高座郡寒川町宮山3316番地  
河西工業株式会社 本社 会議室

## 3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
- 第93期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告及び計算書類報告の件
  - 第93期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

本報告事項については、本総会でご報告せず、継続会においてご報告する予定です。  
3頁に記載の「第93期定時株主総会継続会の開催について」をご高覧ください。

**決議事項**

- 第1号議案** 定款一部変更の件(1)(以下「本定款変更①」といいます)

本第三者割当増資に係る議案の承認が得られることを条件として、A種優先株式に関する規定の新設等及び発行可能株式総数の増加に係る定款の一部変更を行うこと

- 第2号議案** 第三者割当によるA種優先株式発行の件

- 第3号議案** 定款一部変更の件(2)(以下「本定款変更②」といいます)

本定時株主総会において、将来のA種優先株式に付与された当社普通株式を対価とする取得請求権の行使による当社普通株式の発行に備えて、本定款変更①がなされること及び本第三者割当増資に係る払込みがなされることを条件として、発行可能株式総数の増加その他の事項【注：取締役の員数の上限の減少】に係る本定款変更①後の定款の一部変更を行うこと

- 第4号議案** 取締役(監査等委員である取締役を除く)6名選任の件

- 第5号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件

- 第6号議案** 取締役(監査等委員である取締役を除く)2名選任の件

- 第7号議案** 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本決議事項については、本総会に上程し、承認決議することをお諮りする予定です。

以上

- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

## 第93期定時株主総会継続会の開催について

当社は、2024年6月27日開催予定の第93回定時株主総会（以下「本総会」といいます。）の目的事項のうち、報告事項「第93期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件」及び「第93期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件」（以下、併せて「第93回報告事項」といいます。）に関しまして、本総会において株主の皆様にご報告する予定でございました。

しかしながら、2024年5月15日に適時開示しました「2024年3月期決算発表の延期に関するお知らせ」にて記載いたしました通り、当社の連結子会社であるKASAI MEXICANA S.A. DE C. V.において為替換算（ペソ/ドル）の計算方法が誤っていたことが判明し、修正作業が必要になったことで、2024年3月期の決算作業が未了となっております。また、これに伴い、会計監査人とも協議した結果、既に発見していた過年度決算における他の誤り（売掛金・繰延税金資産・固定資産の減価償却等の計上相違など）も含めて、同期以前の各四半期の連結財務諸表への影響金額を算定・検証のうえ、過年度決算の訂正作業等を行うこととなりました。そのため、決算手続き、会計監査人による監査手続き等に引き続き相応の期間を要する見込みであることから、当社は本総会において、第93回報告事項のご報告を断念せざるを得ないと判断いたしました。

つきましては、別途本総会の継続会（以下「本継続会」といいます。）を開催し、本継続会で第93回報告事項のご報告をさせていただくとともに、本継続会の日時及び場所の決定を取締役会にご一任願うこと（以下「本提案」といいます。）に関しまして、本総会において株主の皆様にお諮りする予定でございます。

本総会において本提案をご承認いただきましたのちに、本継続会の開催ご通知を株主の皆様にご送付し、本継続会を開催させていただく所存でございます。

なお、本継続会は本総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただける株主様は、本総会において議決権を行使できる株主様と同一となります。

## 議決権行使のご案内

議決権行使には以下の3つの方法がございます。

### 1. 郵送で議決権をご行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

日 時 2024年6月26日（水曜日）午後5時到着分まで

### 2. インターネットで議決権をご行使される場合



議決権行使サイトで議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。

日 時 2024年6月26日（水曜日）午後5時まで

※詳細につきましては P.5～P.6 【インターネットによる議決権行使のご案内】をご参照ください。

### 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様につきましては、(株)ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

### 3. 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時 2024年6月27日（木曜日）午前10時

会 場 河西工業株式会社 本社 会議室

裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

【代理人によるご出席について】

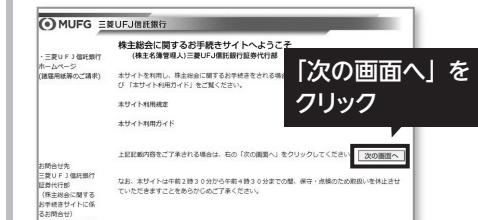
議決権を有する当社の他の株主1名を代理人にご指定の上、代理権を証明する書面を株主総会当日、会場受付にご提出ください。



## ログインID・仮パスワードを入力する方法



### 1 議決権行使サイトにアクセスする

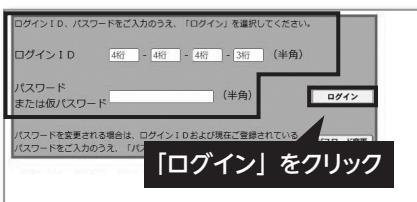


### 議決権行使サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



### 2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



- ※ 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。
- ※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

以降は画面の案内にしたがって  
賛否をご入力ください。

### システム等に関するお問い合わせ

ヘルプデスク（三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部）

**0120-173-027**

（通話料無料／受付時間 9:00～21:00）

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件 (1)

#### 1. 変更の理由

本定時株主総会の第2号議案「第三者割当によるA種優先株式発行の件」に係るA種優先株式（第2号議案において定義します。以下同様です。）の発行を可能とするために、新たな種類株式としてA種優先株式を追加し、A種優先株式に関する定款規定の新設、発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数の変更等を行うものであります。

A種優先株式を発行する理由の詳細につきましては、第2号議案「第三者割当によるA種優先株式発行の件」をご参照ください。

なお、当該定款一部変更は、第2号議案「第三者割当によるA種優先株式発行の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第4条 (条文省略)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>1億2,769万5,000株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第6条 当社の1単元の株式数は、100株とする。</p> <p>第7条～第11条 (条文省略)</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第4条 (現行どおり)</p> <p>(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>1億5,804万6,912株</u>とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>普通株式 <u>1億5,804万6,912株</u></p> <p>A種優先株式 <u>582万7,274株</u></p> <p>(単元株式数)</p> <p>第6条 当社の<u>普通株式及びA種優先株式</u>の1単元の株式数は、100株とする。</p> <p>第7条～第11条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設) (新 設)</p>	<p>第2章の2 A種優先株式 (剰余金の配当) 第11条の2 (A種優先配当金)</p> <p>当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（A種優先株主と併せて、以下「A種優先株主等」という。）に対し、第11条の9第1項に定める支払順位に従い、A種優先株式1株につき、本条第2項に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりA種優先株式1株当たりを支払われる金銭を、以下「A種優先配当金」という。）を行う。なお、A種優先配当金に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>2. (A種優先配当金の額)</p> <p>(1) A種優先配当金の額は、金6,000,000,000円を5,827,274で除した金額（本項第(3)号及び第(4)号に従って調整された場合は、調整後の価額をいい、以下「払込金額相当額」という。）に、年率7.0%を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日（但し、当該配当基準日が2025年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、A種優先株式について払込みがなされた日）（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第5位まで計算し、その小数第5位を四捨五入する。）。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種優先株主等に対して剰余金の配当（本条第4項に定めるA種累積未払配当金相当額の配当を除く。また、本項第(2)号に従ってA種優先配当金の額を計算した場合においても、本第(1)号に従い計算されるA種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。）が行われたときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>(2) 本項第(1)号にかかわらず、当該配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該剰余金の配当が行われる時点までの間に当社がA種優先株式を取得した場合は、当該配当基準日を基準日として行う当該剰余金の配当において各A種優先株主等に対して支払われるA種優先配当金の額は、本項第(1)号に従って計算される額に、当該剰余金の配当が行われる時点の直前における当該A種優先株主等の所有又は登録に係るA種優先株式の数を当該配当基準日の終了時点における各A種優先株主等の所有又は登録に係るA種優先株式の数で除して得られる比率を乗じて得られる金額とする。</p> <p>(3) 当社がA種優先株式につきA種優先株主に割当てを受ける権利を与えて発行又は処分(株式無償割当てを含む。以下、本第(3)号において同じ。)を行う場合、以下の算式により払込金額相当額を調整する。なお、以下の算式における「A種優先株主への割当て前のA種優先株式の発行済株式数」、「A種優先株主への割当てにより発行されるA種優先株式の数」及び「A種優先株主への割当て後のA種優先株式の発行済株式数」は、当該発行又は処分の時点で当社が保有するA種優先株式の数を控除した数とし、当社が保有するA種優先株式を処分する場合には、以下の算式における「A種優先株主への割当てにより発行されるA種優先株式の数」は「処分する当社が保有するA種優先株式の数」と読み替える。また、調整の結果、1円未満の端数が生じた場合、当該端数は切り捨てる。</p> $  \begin{array}{r}  \text{調整後の} \\  \text{払込金額} \\  \text{相当額}  \end{array}  =  \begin{array}{r}  \text{調整前の} \\  \text{払込金額} \\  \text{相当額}  \end{array}  \times  \begin{array}{r}  \text{A種優先} \\  \text{株主への} \\  \text{割当て前} \\  \text{のA種優} \\  \text{先株式の} \\  \text{発行済株} \\  \text{式数}  \end{array}  \pm  \begin{array}{r}  \text{A種優先} \\  \text{株主への} \\  \text{割当てに} \\  \text{際して払} \\  \text{い込まれ} \\  \text{る1株当} \\  \text{たりの払} \\  \text{込金額}  \end{array}  \times  \begin{array}{r}  \text{A種優先} \\  \text{株主への} \\  \text{割当てに} \\  \text{より発行} \\  \text{されるA} \\  \text{種優先株} \\  \text{式の数}  \end{array}  $ <hr/> <p style="text-align: center;">A種優先株主への割当て後の A種優先株式の発行済株式数</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>調整後の払込金額相当額は、A種優先株主への割当てを行う場合はA種優先株主への割当ての効力発生日（A種優先株主への割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。</p> <p>その他A種優先株主への割当てに類する事由が発生した場合は、払込金額相当額は、取締役会決議により適切に調整される。</p> <p>(4) 当社がA種優先株式につき株式の分割又は併合を行う場合、以下の算式により払込金額相当額を調整する。なお、以下の算式における「株式の分割・併合前のA種優先株式の発行済株式数」は、当該分割又は併合前の時点で当社が保有するA種優先株式の数を控除した数とし、「株式の分割・併合後のA種優先株式の発行済株式数」は、当該分割又は併合後の時点で当社が保有するA種優先株式の数を控除した数とする。また、調整の結果、1円未満の端数が生じた場合、当該端数は切り捨てる。</p> $\text{調整後の払込金額相当額} = \frac{\text{調整前の払込金額相当額} \times \frac{\text{株式の分割・併合前のA種優先株式の発行済株式数}}{\text{株式の分割・併合後のA種優先株式の発行済株式数}}}{1}$ <p>調整後の払込金額相当額は、株式の分割を行う場合は当該株式の分割のための基準日の翌日以降、株式の併合を行う場合は当該株式の併合の効力発生日（当該株式の併合にかかる基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。</p> <p>その他株式の分割又は併合に類する事由が発生した場合は、払込金額相当額は、取締役会決議により適切に調整される。</p> <p>3. (参加条項)</p> <p>当社がA種優先株主等に対して、A種優先配当金及びA種累積未払配当金相当額（本条第4項に定める。）を配当した後、普通株主等（第11条の9第1項に定める。）に対して剰余金の配当を行うときは、同時に、A種優先株主等に対して、A種優先株式1株につき、それぞれ、普通株式1株あたりの剰余金の配当額と同額の剰余金の配当を行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>4. (累積条項)</p> <p>ある事業年度に属する日を基準日としてA種優先株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当(当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本第4項に従い累積したA種累積未払配当金相当額(以下に定義される。)の配当を除く。また、本条第2項第(2)号に従ってA種優先配当金の額を計算した場合においても、本条第2項第(1)号に従い計算されるA種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。)の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額(当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、本条第2項第(1)号に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、本条第2項第(1)号但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日(同日を含む。)以降、実際に支払われる日(同日を含む。)までの期間、年利7.0%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第5位まで計算し、その小数第5位を四捨五入する。A種優先株式1株当たりにつき本第4項に従い累積した金額(以下「A種累積未払配当金相当額」という。)については、第11条の9第1項に定める支払順位に従い、A種優先株主等に対して配当する。なお、複数の事業年度に係るA種累積未払配当金相当額がある場合は、最も古い事業年度に係る当該A種累積未払配当金相当額から先に配当される。なお、かかる配当が行われるA種累積未払配当金相当額に、各A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p>



現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(金銭を対価とする取得請求権)  <u>第11条の5 (金銭対価取得請求権)</u>  A種優先株主は、2028年4月1日以降、当会社に対して、金銭を対価としてその有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「<u>金銭対価取得請求</u>」<u>といい、金銭対価取得請求をした日を、以下「金銭対価取得請求日」という。</u>)ができるものとし、<u>当会社は、金銭対価取得請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、金銭対価取得請求の効力発生日に、A種優先株主に対して、次に定める取得価額の金銭を交付するものとする。但し、同一の効力発生日に複数のA種優先株主から会社法第461条第2項所定の分配可能額を超えて取得請求があった場合、取得すべきA種優先株式は各A種優先株主から取得請求された株式数に応じた按分比例の方法により決定する。</u></p> <p>2. (A種優先株式の取得と引換えに交付する金銭の額)  A種優先株式の取得価額は、金銭対価取得請求の効力発生日における(i) A種優先株式1株当たりの払込金額相当額、(ii) A種累積未払配当金相当額及び(iii) A種日割未払優先配当金額の合計額に、金銭対価取得請求に係るA種優先株式の数を乗じて得られる額をいう。なお、本条の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は第11条の3第1項及び同条第3項に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「<u>残余財産の分配が行われる日</u>」及び「<u>分配日</u>」を「<u>金銭対価取得請求の効力発生日</u>」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価取得請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>3. (金銭対価取得請求受付場所)  株主名簿管理人事務取扱場所  東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  三菱UFJ信託銀行株式会社  証券代行部</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>4. (金銭対価取得請求の方法及び効力発生)  <u>金銭対価取得請求は、対象とする株式を特定した書面を当会社に交付することにより行うものとし、その効力は、金銭対価取得請求に要する書類が本条第3項に記載する金銭対価取得請求受付場所に到達した日から10営業日が経過した時点で発生する。</u></p> <p>5. <u>本条各項に定めるほか、当社が会社法第156条から第165条まで（株主との合意による取得）の定めに基づき自己株式の有償での取得を行う場合には、A種優先株主は、普通株式に優先してA種優先株式を取得の対象とすることを請求できるものとする。</u></p> <p>(普通株式を対価とする取得請求権)  第11条の6 (普通株式対価取得請求権)  <u>A種優先株主は、A種優先株式の発行日以降いつでも、当社に対して、本条第2項に定める数の普通株式（以下「請求対象普通株式（普通株式対価）」という。）の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下「普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式（普通株式対価）を、当該A種優先株主に対して交付するものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>2. (A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数)</p> <p>A種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、(i) A種優先株式1株当たりの払込金額相当額、(ii) A種累積未払配当金相当額及び(iii) A種日割未払優先配当金額の合計額に普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の数を乗じて得られる額を、本条第3項及び本条第4項で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本第2項の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は第11条の3第1項及び同条第3項に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求の効力発生日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。</p> <p>3. (当初取得価額)</p> <p>取得価額は、当初51.48円とする。</p> <p>4. (取得価額の調整)</p> <p>(1) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。</p> <p>① 普通株式につき株式の分割をする場合、次の算式により取得価額を調整する。</p> $\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額}}{\text{分割前発行済普通株式数}} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$ <p>調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。</p> $\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額}}{\text{併合前発行済普通株式数}} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$ <p>調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>③ A種優先株式1株当たりの調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合を含み、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本第4項において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合、その他その保有者若しくは当会社の要求又は一定の事由の発生により、普通株式が発行又は処分される権利の行使による場合、又は合併、株式交換、株式交付若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下「株主割当日」という。）の翌日以降、これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。</p> $\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額} \times \left( \frac{\text{（発行済普通株式数）} - \text{当社が保有する普通株式の数}}{\text{（発行済普通株式数）} - \text{当社が保有する普通株式の数}} + \frac{1}{\text{1株当たり払込金額}} \times \frac{\text{新たに発行する普通株式の数}}{\text{（発行済普通株式数）} - \text{当社が保有する普通株式の数}} \right)}{\left( \frac{\text{（発行済普通株式数）} - \text{当社が保有する普通株式の数}}{\text{（発行済普通株式数）} - \text{当社が保有する普通株式の数}} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数}}{\text{（発行済普通株式数）} - \text{当社が保有する普通株式の数}} \right)}$ <p>なお、取得価額調整式における「発行済普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の前日時点における当会社の普通株式の発行済株式数をいう。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>④ 当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、A種優先株式1株当たりの調整前の取得価額を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>⑤ 行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。)の合計額がA種優先株式1株当たりの調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>⑥ その他その保有者若しくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件としてA種優先株式1株当たりの調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる証券又は権利を発行する場合には、取得価額の調整を適切に行うものとする。</p> <p>(2) 本項第(1)号に掲げた事由によるほか、下記①乃至⑤のいずれかに該当する場合には、当会社はA種優先株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を合理的な範囲で行うものとする。</p> <p>① 時価を超える価額による自己株式等の取得、合併、株式交換、株式交換若しくは株式交付による他の株式会社の発行済株式の取得、株式移転、吸収分割若しくは吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継、又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。</p> <p>② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき調整前の取得価額につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>③ 当会社に取得をさせることにより若しくは当会社に取得されることによりA種優先株式1株当たりの調整前の取得価額を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式、行使することにより若しくは当会社に取得されることにより普通株式1株当たりの新株予約権の払込金額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本第(2)号において同じ。）の合計額がA種優先株式1株当たりの調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権、その他その保有者若しくは当会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件としてA種優先株式1株当たりの調整前の取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる証券又は権利（以下「潜在株式等」という。）の、当会社に取得させることにより若しくは当会社に取得されることにより普通株式の交付を受けることができる期間が終了した場合（但し、当該潜在株式等の全部が既に普通株式の交付と引き換えに取得され又は行使された場合を除く。）において、取得価額の調整が必要であると当会社の取締役会が認めるとき。</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p>④ 潜在株式等の1株当たりの取得価額又は新株予約権の行使に際して出資される財産の金額が変更された場合において、取得価額の調整が必要であると当社の取締役会が認めるとき。</p> <p>⑤ その他、発行済普通株式数（但し、当社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整が必要であると当社の取締役会が認めるとき。</p> <p>(3) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>(4) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本第(4)号により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</p> <p>(5) 本条に定める取得価額の調整は、A種優先株式の発行並びに当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してインセンティブ目的で発行される普通株式及び普通株式を目的とする新株予約権の発行については適用されないものとする。</p> <p>5. (普通株式対価取得請求受付場所) 株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>6. (普通株式対価取得請求の方法及び効力発生) 普通株式対価取得請求は、対象とする株式を特定した書面を当社に交付することにより行うものとし、その効力は普通株式対価取得請求に要する書類が本条第5項に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達した日から3営業日が経過した時点に発生する。</p> <p>7. (普通株式の交付方法) 当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたA種優先株主に対して、当該A種優先株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>第11条の7 当社は、A種優先株式の発行日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価償還日」という。)が到来することをもち、A種優先株主等に対して、金銭対価償還日の前日までに書面による通知を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる(以下「金銭対価償還」という。)ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るA種優先株式を取得するのと引換えに、(i) 金銭対価償還に係るA種優先株式の数に、(ii) ①A種優先株式1株当たりの払込金額相当額、②A種累積未払配当金相当額及び③A種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種優先株主に対して交付するものとする。なお、本条の計算において、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算は第11条の3第1項及び同条第3項に準じて行われるものとし、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種優先株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>A種優先株式の一部を取得する場合において、A種優先株主が複数存在するときは、按分比例の方法によって、A種優先株主から取得すべきA種優先株式を決定する。</p> <p>(株式の併合又は分割、募集株式の割当て等)</p> <p>第11条の8 当社は、株式の分割又は併合を行う場合、普通株式及びA種優先株式について、それぞれ同時に同一割合で行う。</p> <p>2. 当社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利を与える場合、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で与える。</p>
<p>(新 設)</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p>3. 当社は、株式無償割当てを行う場合、普通株主には普通株式の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。</p> <p>4. 当社は、株主に募集新株予約権（新株予約権には、新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本条において同じ。）の割当てを受ける権利を与える場合、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはA種優先株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一割合で、与える。</p> <p>5. 当社は新株予約権無償割当てを行う場合、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主にはA種優先株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、それぞれ同時に同一割合で行う。</p> <p>6. 当社は、単元株式数について定款の変更をするときは、普通株式及びA種優先株式のそれぞれの単元株式数について同時に同一の割合で変更する。</p> <p>(優先順位)</p> <p>第11条の9 A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通株主等」と総称する。）に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。</p> <p>2. A種優先株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種優先株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。</p> <p>3. 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3章 株主総会 第12条～第16条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第17条～第36条 (条文省略)</p> <p>附則 第1条 (条文省略)</p>	<p>第3章 株主総会 第12条～第16条 (現行どおり)</p> <p>(種類株主総会)</p> <p>第16条の2 第11条の規定は、定時株主総会と同じ に開催される種類株主総会にこれを準用する。</p> <p>2. 第13条、第14条及び第16条の規定は、種類株 主総会にこれを準用する。</p> <p>3. 第15条第1項の規定は、会社法第324条第1項 の規定による種類株主総会の決議について、第 15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の 規定による種類株主総会の決議について、それ ぞれ準用する。</p> <p>第17条～第36条 (現行どおり)</p> <p>附則 第1条 (現行どおり)</p>

## 第2号議案 第三者割当によるA種優先株式発行の件

会社法第199条の規定に基づき、下記1.及び2.に記載の理由により、下記3.に記載の要領にて、日産自動車株式会社（以下「日産自動車」といいます。）に対する第三者割当によるA種優先株式（以下「A種優先株式」といいます。）の発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）を実施することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本第三者割当増資は、本定時株主総会において、第1号議案が原案どおり承認可決され、第1号議案に係る定款一部変更の効力が発生すること、第3号議案が原案どおり承認可決されることを条件とします。また、2024年5月9日付で当社と日産自動車とが締結した投資契約（以下「本投資契約」といいます。）において、日産自動車によるA種優先株式に係る払込みは、本定時株主総会において、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されること、第6号議案の日産自動車指名取締役候補者2名及び第4号議案のうち株式会社りそな銀行（以下「りそな銀行」といいます。）指名取締役候補者1名の取締役の選任に係る議案が原案どおり承認可決されること、本第三者割当増資に関して海外競争法に基づく届出が行われ、排除措置命令等が行われていないこと等を条件としております。

本第三者割当増資により日産自動車に対してA種優先株式が割り当てられた場合、A種優先株式の発行株式数に係る議決権の数（58,272個）につき、2024年3月31日現在の当社発行済株式総数に係る議決権の数（388,333個）を分母とする希薄化率は15.01%に相当します。また、A種優先株式の累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額がいずれも存在しない前提でA種優先株式全てについて当初取得価額51.48円をもって当社普通株式に転換された場合に交付される当社普通株式に係る議決権の数（1,165,501個）につき、2024年3月31日現在の当社発行済株式総数に係る議決権の数（388,333個）を分母とする希薄化率は300.13%に相当します。

また、本第三者割当増資により割り当てられるA種優先株式については、普通株式と同等の議決権が付与されているところ、本第三者割当増資により日産自動車に対してA種優先株式が割り当てられた場合、日産自動車が有することになる議決権数は、58,272個であり、その場合の当社の総議決権数（2024年3月31日現在の当社の発行済普通株式に係る議決権の数（388,333個）に当該議決権数を加えた数である446,605個）に対する割合は13.05%となりますが、A種優先株式には当初取得価額51.48円をもって当社普通株式を対価とする取得請求権が付与されており、A種優先株式の累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額がいずれも存在しない前提でA種優先株式の全てが当社普通株式に転換された場合に交付される当社普通株式に係る議決権数は、1,165,501個であり、その場合の当社の総議決権数（2024年3月31日現在の当社の発行済普通株式に係る議決権の数（388,333個）に当該議決権数を加えた数である1,553,834個）に対する割合は75.01%となります。

このように本第三者割当増資に伴う希薄化率は25%以上になり、また、A種優先株式が当社普通株式に転換された場合には支配株主の異動が生じる可能性があることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、本定時株主総会において、本議案についての株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

また、当社といたしましては、普通株式を対価とする取得請求権が行使される可能性も併せ考えると、日産自動車は、会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に準じて取り扱うのが妥当であると判断しており、本議案は会社法第206条の2第4項に基づき、会社法第205条第1項の契約の株主総会決議による承認を兼ねるものであります。

### 1. 募集の目的及び理由

#### (1) 本第三者割当増資の目的・理由

当社グループは、「室内空間は人にとって、安全かつ快適であることが最大の機能であること」の実現を目指し、自動車の内外装トリムシステムサプライヤーとして、キャビントリム・ラゲッジトリム・防音部品等取扱い製品の性能向上に取り組むとともに、車室全体からの視点で、「環境」「安全」「魅力/快適」の3つのテーマで次世代自動車の開発を支える部品技術開発を進め、未来を先取りする付加価値の高い製品づくりに取り組んでおります。

当社グループは、自動車分野を事業領域と位置づけ、独立系部品メーカーとして、国内外の全自動車メーカー

(OEM)を顧客基盤として事業を展開し、2019年3月期連結会計年度で売上高227,257百万円となるまで成長してきました。

しかしながら、当社グループは、2019年末に発生した新型コロナウイルス感染症、及び世界的な半導体不足の影響により、主要販売先OEMの減産や生産の不安定化等の厳しい環境変化に直面しております。その結果、2020年度以降は売上高が大幅に減少し、固定費の負担が大きくなったことから大幅な営業損失を計上し、2023年3月期には、14,790百万円の営業損失を計上しました。これに伴い、財務の健全性を示す自己資本比率は2023年9月末時点で9.0%と2019年12月末時点の38.8%から低下するに至りました。営業キャッシュ・フローも悪化し、また、信用力の低下から新規の借入による資金調達も困難な状況となった結果、保有資産の売却等による運転資金の捻出も必要となりました。

当社グループの関連する自動車業界は、足元では半導体不足影響の緩和等に伴い回復基調であるものの、新型コロナウイルス感染拡大前の水準へ戻るには今しばらくかかるとの見方もあり、回復は緩やかに推移すると見通しております。こうした中、当社グループの直近の四半期決算においては各拠点の業績が改善された一方、前連結会計年度においては3期連続で営業損失を計上したこと、さらに、2022年5月26日付「シンジケートローン契約」及び2022年9月30日付「コミットメントライン契約」の財務制限条項（純資産維持条項）に抵触していること、各取引金融機関からの支援継続に関し、その方法・条件・時期等について現在協議を進めておりますが、未だ確定していないこと等から、現時点では未だ継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。

このような状況において、当社グループは当該事象又は状況を改善・解消すべく、収益力向上及び財務体質の改善・強化を図り、安定した経営基盤を築くために、さまざまな対応策を実施しております。収益面については、経営改革を断行し、拠点ごとに収益改善策を検討・実施しております。特に営業損失が計上された主要原因である北米拠点では、外部専門家を交えた再建チームを立ち上げ、業績悪化の原因を究明した上で、販売先OEM及びサプライヤーとの交渉、生産現場のコスト削減並びに生産効率改善、固定費の抜本的な削減等の具体的な対策を策定・実施しております。また、当社グループの最大の販売先OEMである日産自動車とも協力し、生産現場の改善による収益力の回復に取り組んでおります。財務面については、当社グループは各取引金融機関に、シンジケートローン契約及びコミットメントライン契約の財務制限条項の抵触を理由とする期限の利益喪失請求等の権利行使を猶予いただくことにご同意いただいております。また、継続的な支援が得られるよう各取引金融機関とは、2022年3月期に財務制限条項に初めて抵触してから定期的に協議を行い、複数回に渡って返済期日の延長を行う等、緊密な連携を続けております。さらに、引き続き保有資産の売却や、投資案件の厳選及び抑制等により、事業及び運転資金の安定的な確保・維持に取り組んでおります。

これらの取組みは一定の成果を上げているものの、当社グループとしては、中長期的な企業価値向上を実現するためには、不採算拠点の再編を含む拠点の最適化による固定費の抜本的な削減等の早期の構造改革の断行が不可欠であると考えております。また、各取引金融機関からは、今後の支援継続のためには、更なる構造改革の実行による収益構造の改革と業績の回復を実現し、キャッシュ・フローの安定化による借入金返済等に必要な現預金を確保すること、加えて自己資本比率を向上・維持させることを要請されております。その一方で、当社グループの置かれた足元の厳しい財務状況では、当該改革に要する資金を新規の外部借入にて調達することは不可能であり、また、各取引金融機関からの今後の支援継続が見通せない場合には、当社グループの安定的な事業運営を継続することが困難になると考えております。当社グループは、このような状況において、当社グループの安定的な事業運営を継続し財務体質の抜本的な改善を図りつつ経営改革を実行していくためには、スポンサーからの早期の資本性資金の調達が必要であると判断しました。

かかる状況において、当社グループは2022年11月以降、スポンサー候補との接触を開始しました。また、フィナンシャルアドバイザーを起用した上で、当社グループとのシナジーが見込める事業会社28社、及び事業規模等の観点から当社グループへの出資が検討可能であると想定されるファンド21社をリストアップし、スポンサー支援の打診を行いました。以降、当社グループの企業価値を最も評価いただけるスポンサー候補を選定すべく、スポンサー候補複数社と継続的な協議を続けてまいりました。一方で、各スポンサー候補としては、当社グループの借入金残高が収益力対比で過大であると判断し、複数のスポンサー候補から、借入金的大幅な軽減を前提としない限り本格的な検討は難しいという趣旨の回答が得られました。

こうした状況の中、当社グループは最大の販売先OEMである日産自動車に対して、スポンサー支援の打診を

行いました。日産自動車は、長年の取引関係を通じて、当社グループの経営方針、及び事業内容等に関して深い理解を有しております。加えて日産自動車は、当社グループの財務状況の悪化以降において、当社グループの再建を目的として、当社グループと継続的な協議を重ねており、実際に事業オペレーションの改善支援や、取引条件の見直しをはじめとした様々な支援を行っていることから、当社グループにおける再建に向けた課題や、資本性資金の必要性に関しても理解を得られている状況にありました。当社グループからの打診を受け、日産自動車からスポンサー支援に関する本格的な検討を開始する旨の回答を得られたため、2023年11月から2024年1月にかけて、日産自動車は当社グループに対するデュレリジェンスを実施し、2024年1月末に最終的な意向表明書が提出されました。日産自動車は当社グループの再建に向けて、日産自動車と合意する内容での再建計画(全ての取引金融機関に対する既存借入金の返済計画を含む)の策定、当社の主要取引金融機関であるりそな銀行による既存借入金の一部の資本性劣後ローンへの転換(DDS・デットデットスワップ)等を出資の前提条件としており、当社は日産自動車及びりそな銀行、取引金融機関との間で協議を継続してまいりました。その結果、今般協議がまとまり、上記内容の再建計画について日産自動車及びりそな銀行、取引金融機関と合意し、りそな銀行とデットデットスワップ(DDS)について合意するとともに(合意したデットデットスワップ(DDS)の概要は下記※をご参照ください)、2024年5月9日開催の取締役会において、日産自動車との間で本投資契約を締結し、第三者割当の方法により日産自動車に対して総額60億円のA種優先株式を発行することを決議しました。本投資契約を通じて日産自動車との連携を深めつつ、早期の経営再建を実現することで、当社グループの企業価値向上を実現してまいります。

当社グループは、本第三者割当増資の実施を決定するまで資本性資金の調達方法に関しては様々な方法を比較検討してまいりましたが、当社グループの上記の状況を踏まえると、財務体質の抜本的な改善に向けた構造改革の実行による国内外での収益性改善及びキャッシュ・フローの安定化の実現が急務であり、当社グループが希望する時間軸での必要金額の調達及び財務体質の改善が、迅速かつ確実に見込まれる方法が最も重要な考慮要素であると考えました。

公募増資による普通株式の発行については、第91期有価証券報告書にて公表のとおり、当社グループは第91期連結財務諸表の注記において「継続企業の前提に関する注記」を記載するに至っており、証券会社の引受けにより行われる公募増資の実施はそもそも困難であると判断しております。また、ライツオファリング・株主割当についても、株価動向等を踏まえた割当株主の判断により、割当後直ちに行使されるとは限らず、又は、行使される場合であっても、新株予約権が必ずしも全て行使されるとは限らず、また、株主割当に全て応じるとも限らないことから、最終的な資金調達金額が不確実であり、確実に必要金額を調達できることが担保できず、現時点における適切な選択肢ではないと判断しました。加えて、第三者割当による普通株式の発行については、配当や残余財産の分配等において、投資リスクに見合うメリットをスポンサーに対して付与することが困難であり、スポンサーを早急に決め、迅速な資金調達を行う必要がある当社グループにとっては、現時点における適切な選択肢ではないと判断しました。

これに対して、本第三者割当によるA種優先株式の発行は、当社として財務体質の抜本的な改善を図りつつ経営改革を実行するための必要金額の調達を確保できるとともに、日産自動車としても当社の財務上及び事業上のリスクを勘案しつつ当社の支援を着実に行うことができ、当社グループの現状に鑑みると、当社の既存株主の皆様にとっても最善の選択肢であると判断しました。

なお、金融機関からの追加借入れによる資金調達やその他の資本支援の可能性も検討いたしましたが、当社の業績の回復には一定程度の時間を要することが見込まれ、かつ、2022年12月末より借入金の返済期限の延長を繰り返している中で、スポンサーからの資金提供等により当社グループが抱える事業・財務面での課題の早期かつ抜本的な解決を図ることを最優先すべきであり、現時点では、金融機関からの追加借入れによる資金調達やその他の資本支援は当社グループにとって現実的又は利用可能な選択肢ではなく、当社グループをとりまく状況の解決には繋がるものではないと判断しました。

なお、本第三者割当増資により割り当てられるA種優先株式については、普通株式と同等の議決権が付与されているところ、本第三者割当増資により日産自動車に対してA種優先株式が割り当てられた場合、日産自動車が有することになる議決権の数は、58,272個であり、その場合の当社の総議決権数(2024年3月31日現在の当社の発行済普通株式に係る議決権の数(388,333個)に当該議決権数を加えた数である446,605個)に対する割合は13.05%となります。また、A種優先株式には当初取得価額51.48円をもって当社普通株式を対価とする取

得請求権が付与されており、A種優先株式の累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額がいずれも存在しない前提でA種優先株式の全てが当社普通株式に転換された場合に交付される当社普通株式に係る議決権の数は、1,165,501個であり、その場合の当社の総議決権数（2024年3月31日現在の当社の発行済普通株式に係る議決権の数（388,333個）に当該議決権数を加えた数である1,553,834個）に対する割合は75.01%となります。なお、当該当社普通株式を対価とする取得請求権には、本投資契約上、原則としてA種優先株式の発行日から1年間は行使ができない旨の行使制限条項が付されております。当社としましては、当該行使制限については、当社を取り巻く環境、即時の希薄化の懸念の抑制、再建計画の実行可能性等を考慮し日産自動車とも協議の上で1年間と合意したものであり合理的であると考えております。なお、下記「(2) A種優先株式の概要 ② 普通株式を対価とする取得請求権」とおり、本投資契約上、当社普通株式を対価とする取得請求権の行使制限の制限解除事由が定められておりますが、当該制限解除事由は、A種優先株式の発行にあたって前提とした事情について重要な変更が生じた場合のような例外的な場合を定めたものであり、A種優先株式の発行後、直ちに普通株式に転換される場合には該当しないものと判断しております。

また、当社といたしましては、上記を踏まえ、普通株式を対価とする取得請求権が行使される可能性も併せ考えると、日産自動車は、会社法第206条の2第1項に規定する特定引受人に準じて取り扱うのが妥当であると判断しました。

この点に関して、2024年5月9日開催の取締役会において、当社の監査等委員会（社外取締役3名により構成）は、(a)当社の業績は2024年3月期第1四半期において連結営業利益が黒字化し、また、2024年3月期通期においても連結営業利益10億円の黒字を見込んでいたことに加え、2024年3月期通期の連結営業利益の黒字化についても、現時点において取引金融機関及び取引先等からの多大な支援によるところが大きいと言わざるを得ず、継続的な黒字化を達成するためには抜本的な収益構造の見直し（特に拠点の最適化による固定費の抜本的な削減）を伴う構造改革の断行が必須であり、そのためには、今回の調達額である60億円が不可欠となっていること、(b)本第三者割当増資は、他の資金調達方法との比較においても、財務体質の改善及び必要金額の調達の確実性が最も高く、かつ、早期の資金調達という目的に寄与するものでもあることから、当社グループにとって最も適切な資金調達手法と考えられること、(c)当社は、事業会社28社及びファンド21社に対してスポンサー支援の打診を行ったものの、借入金の大幅な軽減なく、これに応じる事業会社及びファンドはなかったこと、(d)日産自動車は、当社グループが希望する時間軸での資本性資金の提供及びその実現可能性、スポンサーとして参画した後に当社グループが再生を果たすための当社の経営・事業に関する考え方、事業構造改革を通じた中長期的な事業継続及び今後の企業価値の向上に向けた施策の内容・実現可能性等、当社グループをとりまく状況を踏まえたスポンサー選定において重要と考えられる考慮要素を充足していること、(e)日産自動車が、当社の事業の抜本的な改革及び事業の再成長に向けた当社にとって唯一具体的かつ実行可能と考えられる条件を提示していること、(f)日産自動車以外に、取引金融機関からの金融支援を期待できる支援策の提案はなく、さらなるスポンサー候補による支援の検討継続は、当社のキャッシュ・フローの状況等に鑑みてもリスクを伴うこと、(g) A種優先株式に付された当社普通株式を対価とする取得請求権に係る当初取得価額が51.48円であることについても、当社グループの置かれた厳しい財務状況及びスポンサー支援に応諾する事業会社及びファンドがいなかったこと、並びに日産自動車との協議及び交渉の結果決定されたものであり、当社及び日産自動車から独立した第三者算定機関である株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス」といいます。）から当社宛に提出されたA種優先株式評価報告書（下記「2. 発行条件等の合理性 (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容」で定義します。）で示された算定結果も踏まえると、当該発行条件は、本第三者割当増資を実行する必要性に鑑みれば一定の合理性があると認められると判断できること、(h)本定款変更について株主総会の特別決議による承認を得ることを条件の一つにしており、その他法令上必要な手続が行われていることといった事情を踏まえれば、当社グループの現在の財務状態とキャッシュ・フローの状況を含めた今後の見通しも考慮すると、当社グループが日産自動車と本投資契約を締結し、日産自動車による本第三者割当増資を内容とする日産自動車によるスポンサー支援を受けることは、現在の当社グループにとってとりうる唯一の選択肢であると考えられることから、本第三者割当増資によって生じる大規模な希薄化を考慮してもなお、本第三者割当増資を実行することには、必要性及び相当性が認められる旨の意見を表明しております。

なお、当社の監査等委員のうち、伊豆野学氏は、日産自動車の出身者であります。約6年前に日産自動車グ

ループから（約17年前に日産自動車から）転籍していることから、日産自動車から指示や影響を受ける立場にないこと、また、本第三者割当増資に関して、日産自動車側で一切の関与をしておらず、またそれができる立場にもないことから、監査等委員会の一員として意見を述べることにについて妥当性を有していると判断しております。また、当社の監査等委員のうち、横山和彦氏は、りそな銀行の出身者であります。同氏は約12年前にりそな銀行から転籍していることから、りそな銀行から指示や影響を受ける立場にないこと、また、りそな銀行は、本第三者割当増資による出資の条件とされているデットデットスワップ（DDS）を実施いたしますが、本第三者割当増資により当社に対して出資するものではない上、同氏はデットデットスワップ（DDS）や本第三者割当増資に関して、りそな銀行側で一切の関与をしておらず、またそれができる立場にもないことから、同氏が監査等委員会の一員として意見を述べることにについて妥当性を有していると判断しております。

#### ※デットデットスワップ（DDS）の概要

当社の既存借入金（総額約176億円）の一部（総額60億円）を資本性劣後ローンへ転換するものであります。当社は、デットデットスワップ（DDS）に関して、りそな銀行との間で2024年5月9日付劣後特約付準金銭消費貸借契約書を締結しており、概要は以下のとおりです。

弁済期	2033年3月31日
利率	年0.5%
期限前弁済	通常借入金債務（※）に係る債権を有する者の全ての同意を得た場合に限り、劣後債務（デットデットスワップ（DDS）の対象となる借入金債務をいう。以下同じ。）の元本の期限前弁済が可能。
劣後特約	当社について破産手続が開始した場合、劣後債務の元利金に係るりそな銀行の当社に対する支払請求権は、破産法第99条第2項の約定劣後破産債権として扱われる。 当社について特別清算手続が開始した場合、劣後債務の元利金に係るりそな銀行の当社に対する支払請求権は、その他の一切の債権（但し、劣後債権（デットデットスワップ（DDS）の対象となる借入金債務をいう。）と同等の条件を付された債権を除く。）に劣後する。

※通常借入金債務とは、劣後特約付準金銭消費貸借契約締結日現在において当社が負担している全ての債務（但し、劣後債務及び劣後債務と同等の条件を付された債務を除きます。）及び再建計画に基づき当社が新たに負担する全ての借入金債務をいいます。

## (2) A種優先株式の概要

### ① 優先配当

A種優先株式の優先配当率（A種優先株式の払込金額に対する配当金額の割合）は年率7.0%で設定されており、A種優先株式の株主（以下「A種優先株主」といいます。）は当社の普通株式を有する株主（以下「普通株主」といいます。）に優先して配当を受け取ることができます。ある事業年度において優先配当金が不足する場合、当該不足額は翌事業年度以降に累積します。A種優先株式は参加型であり、A種優先株主は、当該優先配当に加え、普通株主に配当を行うときは、A種優先株式1株につき、それぞれ、普通株式1株あたりの剰余金の配当額と同額の剰余金の配当を受け取ることができます。

### ② 普通株式を対価とする取得請求権

A種優先株式の発行要項上、A種優先株主は、A種優先株式の発行日以降いつでも、当社に対して、普通株式の交付と引換えに、その有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求できることとされており、当社は、日産自動車との間で、日産自動車は、原則として、A種優先株式の発行日の1年後の応当日以降においてのみ、普通株式を対価とする取得請求権を行使することができるものとするを合意しております。但し、以下の制限解除事由が発生した場合は、A種優先株式の発行日の1年後の応当日の到来前であっても、日産自動車は、普通株式を対価とする取得請求権を行使することができます。

- ・当社が2024年4月10日付再建計画（以下「本再建計画」といいます。）に従った当社グループの事業の運営を行わず、又は本再建計画を遂行しなかった場合
- ・当社が日産自動車の指名する取締役候補者の選任に必要な株主の承認を得られなかった場合
- ・当社が当社と金融機関との間で締結した変更後ローン契約又は当社とりそな銀行との間で締結したデットデットスワップ（DDS）に関する契約の財務制限条項又は重要な誓約事項に違反した場合
- ・株主総会の特別決議の成立を妨げるに足りる数の当社株式を直接又は間接に保有する株主が出現した場合
- ・日産自動車の事前の承認をことなく、当社の取締役（本第三者割当増資に係る払込み直後の時点において選任される日産自動車が指名する取締役及びりそな銀行が指名する取締役を除きます。）のうち2名が退任又は辞任した場合（任期満了による退任又は辞任を除きます。）
- ・本投資契約締結日における(i)当社の開発本部の従業員又は(ii)M1ランク以上の従業員の10%超が退職又は辞職した場合（定年退職、解雇その他正当な事由に基づく退職又は辞職を除きます。）
- ・本投資契約の解除事由が発生した場合

③ 金銭を対価とする取得請求権

A種優先株主は、2028年4月1日以降、当社に対して、金銭を対価としてその有するA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求できます。A種優先株式の取得価額は、金銭取得対価請求日における(i)A種優先株式1株当たりの払込金額相当額、(ii)A種累積未払配当金相当額及び(iii)A種日割未払優先配当金額の合計額に、金銭対価取得請求に係るA種優先株式の数を乗じて算出されます。

④ 金銭を対価とする取得条項

当社は、A種優先株式の発行日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「金銭対価償還日」といいます。）が到来することをもって、A種優先株主に対して、金銭対価償還日の前日までに書面による通知を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種優先株式の全部又は一部を取得することができます。なお、A種優先株式の償還金額は、(i)当該金銭対価償還に係るA種優先株式の数に、(ii)①A種優先株式1株当たりの払込金額相当額、②A種累積未払配当金相当額及び③A種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて算出されます。なお、本投資契約上、当社は、日産自動車との間で、当社が金銭を対価とする取得条項を発動しようとする場合、日産自動車が、当該金銭を対価とする取得条項の発動に代えて、普通株式を対価とする取得請求権を行使するか否かを選択する権利を有することを合意しております。

⑤ 議決権及び譲渡制限等

A種優先株式には、株主総会における議決権が付与されており、A種優先株式の1単元の株式数は100株です。

また、A種優先株式の発行要項においては、譲渡制限が付されておりませんが、本投資契約において、日産自動車は、2028年3月31日までA種優先株式（A種優先株式の取得請求権の行使により当社普通株式を取得した場合には、当該普通株式）の譲渡が制限される旨が定められております。但し、本投資契約において、日産自動車は、上記譲渡制限期間中であっても、保有する当社株式の全てを日産自動車の連結子会社へ譲渡することが認められております。

(3) 本投資契約の内容

① 取締役の指名等に関する合意内容

当社は日産自動車との間で、当社が取締役（監査等委員である取締役を含みます。）の定数を15名から10名以内に変更すること、日産自動車が、(i)日産自動車が完全希釈化ベースで10%以上の議決権を保有する限り、当社の取締役候補者2名を指名する権利を、(ii)日産自動車が完全希釈化ベースで5%以上の議決権を保有する限り、当社の取締役候補者1名を指名する権利を有することを合意しております。なお、当社には、日産自動車が指名する取締役候補者が株主総会において選任されるよう最大限努力する義務が課されております。上記(i)の場合において、日産自動車が指名する取締役候補者2名が当社取締役に選任されたとき、2名のうち、1名は当社の代表者取締役兼CEOに、他の1名は、製造部門を担当する取締役となります。上記(ii)の場合において、日産自動車が指名する取締役候補者が当社取締役に選任されたとき、当該取締役は、製造部門又は当社及び日産自動車の間で合意する他の部門を担当する取締役となります。また、当社には、りそな銀行が指名する取締役候補者1名が株主総会において選任されるよう最大限努力する義務が課されてお

り、りそな銀行が指名する取締役候補者1名が当社取締役に選任された場合、当該取締役は当社のCFO（取締役企画本部長）となります。なお、これらの取締役候補者の選任議案の承認は、本投資契約上、本第三者割当増資に係る払込みの前提条件とされております。

② モニタリング会議の設置

当社は日産自動車との間で、日産自動車が完全希釈化ベースで5%以上の議決権を保有する限り、モニタリング会議を定期的開催し、再建計画の実施状況を監視・協議することを合意しております。

③ 事前承諾事由に関する合意内容

当社は日産自動車との間で、日産自動車が完全希釈化ベースで5%以上の議決権を保有する限り、当社グループに関して、日産自動車による事前の承諾なく、以下の事項を行わないことを合意しております。

- (i) 定款又はその他重要な組織規程の改訂
- (ii) 株式等の発行
- (iii) 剰余金の配当又は自己株式の取得
- (iv) 負債等の負担、引受け、保証
- (v) 資産の売却若しくは処分又は担保権の設定（総額が10億円未満の資産を除きます。）
- (vi) 10億円を超える設備投資又は資本支出の実施（本再建計画に記載の事項を除きます。）
- (vii) 吸収合併、新設合併、組織再編、清算、解散又は倒産手続の決定
- (viii) 負債等の期限前弁済又はローン契約等の契約条件の変更
- (ix) 当社の取締役を9名を超えて選任すること
- (x) 日産自動車による普通株式対価の取得請求権の行使に必要な相手方の承認又は同意を得ることなく、チェンジオブコントロール条項を含む重要な契約を締結すること

④ 日産自動車の新株引受権

当社は日産自動車との間で、日産自動車が完全希釈化ベースで5%以上の議決権を保有する限り、当社が株式等を新たに発行する場合、日産自動車がかかる株式等について新株引受権を有することを合意しております。

⑤ 情報アクセス権

当社は日産自動車との間で、日産自動車が完全希釈化ベースで5%以上の議決権を保有する限り、(i)日産自動車の少なくとも7日前の通知による合理的な要請に基づき、適用される法令等により認められる範囲かつ当社グループの営業時間内に、日産自動車に対し、日産自動車が当社グループの事業運営が本再建計画及び本契約の目的に従っていることを確認するために合理的に必要な範囲で、当社グループの施設、財務諸表情報、書類、記録、取締役、執行役員及び従業員への合理的なアクセス権を提供すること、並びに(ii)日産自動車に対し、法令遵守状況及び事業状況について定期的に報告を行うことを合意しております。また、日産自動車が普通株式対価の取得請求権を行使し、当社が日産自動車の連結又は持分法適用により子会社又は関連会社となる間は、当社は、日産自動車の財務報告義務に必要な範囲で財務諸表等を月次で提供することを合意しております。

## 2. 発行条件等の合理性

### (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、A種優先株式の発行条件の決定にあたって、公正性を期すため、当社及び日産自動車から独立した第三者算定機関であるプルータスに対してA種優先株式の価値算定を依頼し、A種優先株式の評価報告書（以下「A種優先株式評価報告書」といいます。）を取得しております。

第三者算定機関であるプルータスは、A種優先株式の株式価値の算定手法を検討した結果、一般的な価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる評価手法を採用し、一定の前提（A種優先株式の当初取得

価額、割当予定先が普通株式を対価とする取得請求権又は割当予定先が金銭を対価とする取得請求権を行使するまでの期間、普通株式の株価、株価変動性（ボラティリティ）、配当利回り、無リスク利率、割引率等）の下、A種優先株式の公正価値の算定をしております。A種優先株式評価報告書において2024年5月8日の東証終値を基準として算定されたA種優先株式の価値は、1株あたり1,000円～1,195円とされております。

また、A種優先株式の上記優先配当率については、①過去3年間の他の上場会社における優先株式の発行事例（当社調べ）でも見られる水準であること、②日産自動車以外の複数のスポンサー候補とも接触し、当社グループに対する支援の可能性について協議したが、日産自動車のほかに、弁済順位が高い借入金の軽減を前提としないスポンサー候補はいないこと、③各取引金融機関からの当社グループに対する支援継続のためには、スポンサーからの早期の資本金の調達が必要であるが、仮に各取引金融機関からの今後の支援継続が見通せない場合には、当社グループの安定的な事業運営を継続することが極めて困難になること、④A種優先株式の価値（1株当たり約1,030円）が、プルータスが算定した上記優先配当率を含む発行条件を織り込んだ株式価値のレンジに含まれており、会社法上、A種優先株式の払込金額が日産自動車に特に有利な金額に該当しないと考えられることとから、上記の優先配当率には合理性が認められると判断しております。

当社は、当社及び日産自動車から独立した第三者算定機関であるプルータスによるA種優先株式評価報告書における上記算定結果を踏まえ、当社の置かれた足元の厳しい状況も考慮した上で、割当予定先である日産自動車との間で慎重に交渉・協議を重ねてA種優先株式の条件を決定しており、当社としては、A種優先株式の発行条件は合理的であると判断しております。

もっとも、A種優先株式には客観的な市場価格がなく、また優先株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な見解があり得ることから、会社法上、A種優先株式の払込金額が日産自動車に特に有利な金額であると判断される可能性は否定できないため、株主の皆様意思を確認することが適切であると考え、念のため、本定時株主総会での会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件といたしました。

## （2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により割り当てられるA種優先株式については、普通株式と同等の議決権が付与されているため、A種優先株式が発行された段階で既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じます。また、A種優先株式には当初取得価額51.48円をもって当社普通株式を対価とする取得請求権が付与されており、同請求権の行使により、既存株主の皆様に対し更なる希薄化の影響が生じる可能性があります。

本第三者割当増資により日産自動車に対してA種優先株式が割り当てられた場合、A種優先株式の発行株式に係る議決権の数（58,272個）につき、2024年3月31日現在の当社発行済株式総数に係る議決権の数（388,333個）を分母とする希薄化率は15.01%に相当します。また、A種優先株式の累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額がいずれも存在しない前提でA種優先株式全てについて当初取得価額51.48円をもって当社普通株式に転換された場合に交付される当社普通株式に係る議決権の数（1,165,501個）につき2024年3月31日現在の当社発行済株式総数に係る議決権の数（388,333個）を分母とする希薄化率は300.13%に相当します。また、将来、A種累積未払配当金相当額及びA種日割未払優先配当金額が増加した場合には、希薄化率はさらに大きくなる可能性があります。

このように、本第三者割当増資により大規模な希薄化が生じることが見込まれます。他方、上記「1. 募集の目的及び理由（1）本第三者割当増資の目的・理由」に記載のとおり、①当社の業績は2024年3月期第1四半期において連結営業利益が黒字化し、また、2024年3月期通期においても連結営業利益10億円の黒字を見込んでいるが、当該業績の回復は、一部の地域にとどまり、北米や欧州では引続き、赤字の状態が継続していることに加え、2024年3月期通期の連結営業利益の黒字化についても、現時点において取引金融機関及び取引先等からの多大な支援によるところが大きいと言わざるを得ず、継続的な黒字化を達成するためには抜本的な収益構造の見直し（特に固定費の削減）を伴う構造改革の断行が必須であり、そのためには、今回の調達額である60億円が不可欠となっていくこと、②本第三者割当増資は、他の資金調達方法との比較においても、財務体質の改善及び必要金額の調達の確実性が最も高く、かつ、早期の資金調達という目的に寄与するものでもあることから、当社グループにとって最も適切な資金調達手法と考えられること、③当社は、事業会社28社及びファンド21社に対してスポンサー支援の打診を行ったものの、借入金的大幅な軽減なく、これに応じる事業会社及びファンドは

なかったこと、④日産自動車は、当社グループが希望する時間軸での資本性資金の提供及びその実現可能性、スポンサーとして参画した後に当社グループが再生を果たすための当社の経営・事業に関する考え方、事業構造改革を通じた中長期的な事業継続及び今後の企業価値の向上に向けた施策の内容・実現可能性等、当社グループをとりまく状況を踏まえたスポンサー選定において重要と考えられる考慮要素を充足していること、⑤日産自動車が、当社の事業の抜本的な改革及び事業の再成長に向けた当社にとって唯一スポンサー支援に応じたスポンサーであり、日産自動車が当社グループ及び当社グループの取引金融機関にとって、借入金の削減なく60億円を出資することをはじめとし、具体的かつ実行可能と考えられる条件を提示していること、⑥日産自動車以外に、取引金融機関からの金融支援を期待できる支援策の提案はなく、さらなるスポンサー候補による支援の検討継続は、当社のキャッシュ・フローの状況等に鑑みてもリスクを伴うこと、⑦A種優先株式に付された当社普通株式を対価とする取得請求権に係る当初取得価額が51.48円であることについても、当社グループの置かれた厳しい財務状況及びスポンサー支援に応諾する事業会社及びファンドがいなかったこと、並びに日産自動車との協議及び交渉の結果決定されたものであり、当社及び日産自動車から独立した第三者算定機関であるブルータスから当社宛に提出されたA種優先株式評価報告書で示された算定結果を踏まえると、当該発行条件は合理的であると判断できること、⑧当社の監査等委員会から本第三者割当増資によって生じる大規模な希薄化を考慮してもなお、本第三者割当増資を実行することの必要性及び相当性が認められる旨の意見を取得したこと、⑨本第三者割当増資は本定時株主総会の特別決議による承認を得ることを条件の一つにしており、その他法令上必要な手続きが行われていることといった事情を踏まえれば、当社グループの現在の財務状態とキャッシュ・フローの状況を含めた今後の見通しも考慮すると、当社グループが日産自動車と本投資契約を締結し、日産自動車による本第三者割当増資を内容とする日産自動車によるスポンサー支援を受けることは、現在の当社グループにとってとりうる唯一の選択肢であると考えられることから、本第三者割当増資によって生じる大規模な希薄化を考慮してもなお、本第三者割当増資を実行することには合理性が認められると判断しました。

なお、当社の取締役（監査等委員である取締役を含みます。）のうち、山道昇一氏、児玉幸信氏及び伊豆野学氏は日産自動車出身者であります。山道昇一氏については約11年前に日産自動車から転籍していること、児玉幸信氏については約10年前に日産自動車から転籍していること、伊豆野学氏については約6年前に日産自動車グループから（約17年前に日産自動車から）転籍していることから、いずれの取締役も日産自動車から指示や影響を受ける立場にないこと、また、本第三者割当増資に関して、日産自動車側で一切の関与をしておらず、またそれができる立場にもないことから、本第三者割当増資における当社取締役会の意思決定に関して利益相反のおそれはないものと判断しております。また、当社取締役のうち、糟谷充彦氏及び横山和彦氏は、りそな銀行の出身者であります。糟谷充彦氏については約2年前にりそな銀行グループから（約5年前にりそな銀行から）転籍していること、横山和彦氏については約12年前にりそな銀行から転籍していることから、いずれの取締役もりそな銀行から指示や影響を受ける立場にないこと、また、りそな銀行は、本第三者割当増資による出資の条件とされているデットデットスワップ（DDS）を実施いたしますが、本第三者割当増資により当社に対して出資するものではない上、同氏らはデットデットスワップ（DDS）や本第三者割当増資に関して、りそな銀行側で一切の関与をしておらず、またそれができる立場にもないことから、本第三者割当増資における当社取締役会の意思決定に関して利益相反のおそれはないものと判断しております。

### 3. 募集事項の内容

- (1) 募集株式の種類及び数  
A種優先株式 5,827,274株
- (2) 募集株式の払込金額  
1株につき、60億円を5,827,274株で除した金額
- (3) 払込金額の総額  
6,000,000,000円
- (4) 増加する資本金及び増加する資本準備金の額  
増加する資本金の額 3,000,000,000円  
増加する資本準備金の額 3,000,000,000円
- (5) 払込期間

2024年6月28日から2025年2月9日

※本第三者割当増資に関しては、2024年6月28日から2025年2月9日までを会社法上の払込期間として設定しております。この期間を払込期間とした理由は、関連する競争当局の企業結合規制に基づき株式取得が可能となった後に払込みがなされることを予定しており、関連する競争当局の企業結合規制に基づく許認可等を勘案して払込期間を決定する必要があるところ、本定時株主総会に係る招集通知日時点では当該許認可等が得られる時期が確定できないためであります。なお、当社は本投資契約において、本投資契約に規定する日産自動車の払込義務の前提条件の全部が充足又は放棄されることを条件として、2024年9月2日又は両当事者が相互に合意する日に払込みを行うこと、及び、自己の責めに帰すべき事由によらずに第三者割当増資に係る払込みが本投資契約の締結日から9か月以内（2025年2月9日）に実行されない場合、当社及び日産自動車は相手方に書面による通知をすることによって本投資契約を終了させることができることを合意しております。

- (6) 発行方法  
第三者割当の方法により、日産自動車株式会社に全株式を割り当てます。
- (7) 募集株式の内容  
A種優先株式の内容につきましては、第1号議案をご参照ください。

### 第3号議案 定款一部変更の件（2）

#### 1. 変更の理由

本定時株主総会の第2号議案「第三者割当によるA種優先株式発行の件」に係るA種優先株式に付与された当社普通株式を対価とする取得請求権の行使による当社普通株式の発行に備えて、第1号議案に係る定款の一部変更による変更後の定款の発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数の変更、また、取締役（監査等委員である者を除く）の員数の上限を10名から6名以内に、監査等委員である取締役の員数の上限を5名から4名以内に減少する旨の変更等を行うものであります。

なお、当該定款一部変更は、第1号議案「定款一部変更の件（1）」が原案どおり承認可決されること及び第2号議案に係る本第三者割当増資に係る払込みが実行されることを条件といたします。

会社法第113条第3項第1号によれば、当社のような公開会社が定款を変更して発行可能株式総数を増加する場合、当該定款の変更後の発行可能株式総数は、当該定款の変更が効力を生じた時における発行済株式の総数の4倍を超えることができないとされているところ、2024年3月31日現在の当社の発行済株式総数（39,511,728株）を前提とすると、A種優先株式の累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額がいずれも存在しない前提で当初取得価額をもって当社普通株式に転換された場合に交付される当社普通株式（116,550,116株）は2024年3月31日現在の当社の発行済株式総数の4倍（158,046,912株）の範囲内でありませんが、A種優先株式の優先配当金が累積した場合は、A種優先株式に付与された普通株式を対価とする取得請求権の行使に伴い交付される当社普通株式数は2024年3月31日現在の当社の発行済株式総数の4倍（158,046,912株）を超える可能性があります。そのため、A種優先株式の優先配当金が累積した場合におけるA種優先株式に付与された当社普通株式を対価とする取得請求権の行使による当社普通株式の発行に備えて、発行可能株式総数を増加するための定款変更を二度に分けて実施することといたしました。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

本定款変更（1）の内容への変更後の定款	変 更 案
<p>第1章 総 則 第1条～第4条（条文省略）</p> <p>(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)第5条 当社の発行可能株式総数は、1億5,804万6,912株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。 普通株式 1億5,804万6,912株 A種優先株式 582万7,274株</p> <p>第6条～第17条（条文省略）</p> <p>(取締役の員数) 第18条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内とする。 当社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は5名以内とする。</p> <p>第19条～第36条（条文省略）</p> <p>附則 第1条（条文省略）</p>	<p>第1章 総 則 第1条～第4条（現行どおり）</p> <p>(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)第5条 当社の発行可能株式総数は、1億8,135万6,008株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。 普通株式 1億8,135万6,008株 A種優先株式 582万7,274株</p> <p>第6条～第17条（条文省略）</p> <p>(取締役の員数) 第18条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名以内とする。 当社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は4名以内とする。</p> <p>第19条～第36条（現行どおり）</p> <p>附則 第1条（現行どおり）</p>

**第4号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）半谷勝二、山道昇一、糟谷充彦、結川孝一、児玉幸信、三原康弘の6氏は本定時株主総会の休会の時（2024年6月27日の審議終了時）をもって任期満了により退任するものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者の就任時期は、本定時株主総会の休会の時（2024年6月27日の審議終了時）といたします。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">再任</div> <p>半谷勝二 (1957年8月11日生) 所有する当社株式の数 28,000株</p>	<p>1981年4月 当社 入社                  2007年1月 当社 経営企画室部長                  2007年4月 当社 人事総務部長                  2010年4月 当社 理事 管理部長                  2011年4月 当社 執行役員（人事総務部担当、経営企画部担当）                  2013年4月 当社 執行役員（管理グループ担当）                  2014年4月 当社 常務執行役員（管理統括グループ担当）                  2015年6月 当社 取締役 常務執行役員                  2016年6月 当社 取締役 専務執行役員                  2019年1月 当社 取締役 常務役員（管理部門担当）                  2020年4月 当社 取締役 専務役員                  2020年10月 当社 取締役 専務役員（管理本部本部長、経理財務グループ担当、河西工業ジャパン(株) 代表取締役社長）                  2021年4月 当社 取締役 専務役員（管理本部本部長、河西工業ジャパン(株) 代表取締役社長）                  2022年1月 当社 取締役 専務役員（管理本部本部長）                  2023年1月 当社 代表取締役社長 社長役員（全般、内部監査部、情報取扱責任者）（現任）                  現在に至る</p> <p><b>【取締役候補者とした理由】</b>                  半谷勝二氏は、2023年1月より代表取締役社長 社長役員に就き、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督等の役割を適切に果たしております。同氏は営業職として売上を作る現場経験を重ねた後、経営企画、人事総務、経理財務などの管理部門において経営に直結した実務とマネジメントに長年携わりました。社長就任後は事業の立て直しと業績の回復を最優先に取組み、23年度決算において営業黒字化を達成するなど着実に成果を上げております。                  以上のことから、同氏を引き続き取締役候補者とし、取締役選任後は代表取締役社長 社長役員としての職責を担う予定であります。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)
2	<p><b>再任</b></p> <p>やま みち しょう いち <b>山道昇一</b> (1958年10月3日生) 所有する当社株式の数 0株</p>	<p>1981年4月 日産自動車(株) 入社</p> <p>2002年4月 同社 グローバルS&amp;M 企画部 戦略・企画グループ 主管</p> <p>2004年1月 裕隆日産自動車会社(台湾) VP</p> <p>2008年4月 日産自動車(株) 中国事業部 主管</p> <p>2009年3月 同社 中国事業部 兼 日本アジア事業統括室 主管</p> <p>2010年4月 同社 人事部キャリアコーチグループ キャリアコーチ</p> <p>2013年4月 当社 執行役員(プロジェクトマネジメントグループ副担当、中国事業推進担当)</p> <p>2013年10月 当社 執行役員(広州河西汽車内飾件有限公司 董事)</p> <p>2014年4月 当社 執行役員(広州河西汽車内飾件有限公司 総経理)</p> <p>2015年4月 当社 常務執行役員(中国地域統括担当、広州河西汽車内飾件有限公司 董事長・総経理、開封河西汽車飾件有限公司 総経理)</p> <p>2018年4月 当社 専務執行役員</p> <p>2019年1月 当社 常務役員</p> <p>2019年6月 当社 取締役 常務役員</p> <p>2020年4月 当社 取締役 専務役員(中国地域統括担当、広州河西汽車内飾件有限公司 董事長・総経理、開封河西汽車飾件有限公司 総経理)</p> <p>2022年4月 当社 取締役 専務役員(中国地区統括担当、中国地域統括担当、広州河西汽車内飾件有限公司 董事長・総経理、開封河西汽車飾件有限公司 総経理)</p> <p>2023年1月 当社 取締役 副社長役員(中国地域統括担当、広州河西汽車内飾件有限公司 董事長・総経理、開封河西汽車飾件有限公司 総経理)</p> <p>2024年4月 当社 取締役 副社長役員(広州河西汽車内飾件有限公司 董事長、開封河西汽車飾件有限公司 総経理)(現任)</p> <p>現在に至る</p> <p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>山道昇一氏は、2023年1月より取締役 副社長役員に就き、難しい舵取りにあたる社長に対して率直な意見具申を行うとともに、ものづくりの面から社長を補佐しております。同氏は長年中国地域の統括役員として、コロナ禍・半導体不足等の難しい事業環境においても着実な結果を残しており、グループ全体の業績底上げに大きく寄与してきました。副社長就任後は、自動車ビジネスに関する高い見識、論理的な思考、大所高所から物事の本質を的確に捉えた発言等で、社長と共に事業の立て直しと業績の回復に取組み、着実な成果を上げております。</p> <p>以上のことから、同氏を引き続き取締役候補者とし、取締役選任後は取締役 副社長役員としての職責を担う予定であります。</p>

(※) なお、半谷勝二氏及び山道昇一氏は、本定時株主総会において日産自動車株式会社に対する第三者割当増資に関連する議案が原案どおり承認可決され、必要な関連法令に基づく届出に対する当局等の承認等を経て、同議案に基づく募集株式の発行により、日産自動車株式会社の出資が完了した時点で辞任となる予定です。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)
3	<p><b>新任</b></p> <p>小川 耕一 (1968年1月15日生)</p> <p>所有する当社株式の数 0株</p>	<p>1990年4月 (株)埼玉銀行[現(株)りそな銀行] 入行</p> <p>2004年11月 (株)りそな銀行 融資企画部 グループリーダー</p> <p>2005年4月 同行 オペレーション改革部 グループリーダー</p> <p>2010年4月 同行 芝・麻布エリア 営業第二部長</p> <p>2012年4月 同行 目黒駅前エリア 営業部長</p> <p>2014年4月 同行 室町支店長</p> <p>2016年4月 同行 リスク統括部長 (株)りそなホールディングス リスク統括部長</p> <p>2018年1月 同行 審査部長</p> <p>2019年4月 (株)埼玉りそな銀行 執行役員 コンプライアンス統括部担当 兼 融資企画部担当</p> <p>2020年4月 同行 執行役員 オペレーション改革部担当 兼 融資企画部担当</p> <p>2022年6月 (株)りそな銀行 執行役員 内部監査部担当/(株)りそなホールディングス 執行役員 内部監査部担当</p> <p>2023年4月 (株)りそな銀行 常務執行役員 プロセス改革部担当 兼 ファシリティ管理部担当/(株)りそなホールディングス 執行役員 プロセス改革部担当 兼 ファシリティ管理部担当 兼 グループ戦略部(業務プロセス改革) 担当</p> <p>2024年4月 当社 専務役員(企画本部長)(現任)</p> <p>現在に至る</p> <p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>小川耕一氏は、(株)りそな銀行にて支店長、リスク統括部長、審査部長等を歴任し、同行の常務執行役員としてプロセス改革やファシリティ管理を担当した後、当社に入社しました。融資実務を通じ、多様な規模・業種に跨る企業の拡張や再生に携わり、企業のポテンシャルを的確に見極める洞察力を備えます。現在は当社の専務役員 企画本部長として、事業再生計画の実行の総指揮役を担っております。</p> <p>以上のことから、同氏を新たな取締役候補者とし、選任後は取締役 専務役員に就任する予定であります。</p>
4	<p><b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b></p> <p>児玉 幸信 (1954年12月28日生)</p> <p>所有する当社株式の数 0株</p>	<p>1978年4月 日産自動車(株) 入社</p> <p>1993年1月 欧州日産自動車会社 出向</p> <p>1997年7月 日産自動車(株) 追浜工場工務部生産課長</p> <p>2002年4月 同社 人事企画部長</p> <p>2009年4月 同社 九州工場長</p> <p>2011年10月 日産自動車九州(株) 代表取締役社長</p> <p>2014年6月 (株)バンテック 代表取締役社長</p> <p>2020年4月 同社 取締役会長</p> <p>2022年6月 当社 社外取締役(現任)</p> <p>現在に至る</p> <p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</b></p> <p>児玉幸信氏は、日産自動車(株)において生産管理・SCM領域での経験と実績を重ねた後、同社・九州工場長、日産自動車九州の代表取締役社長を歴任し、更に日立物流傘下となった(株)バンテックでも代表取締役社長を務めています。他にも欧州日産での駐在経験や日産リバイバルプランにおけるCFT、人事企画部長と多彩なキャリアを備えます。自動車業界に長年携わり、企業経営者としての豊富な経験と幅広い識見を有する同氏には、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。</p> <p>以上のことから、同氏を引き続き独立社外取締役候補者としたものです。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)
5	<p>新任 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span></p> <p>野地彦旬 (1958年10月30日生)</p> <p>所有する当社株式の数 0株</p>	<p>1982年4月 横浜ゴム(株) 入社                  2002年4月 同社 新城工場副工場長                  2004年7月 同社 三島工場長                  2007年1月 YOKOHAMA TIRE PHILIPPINE INC.(YTPI)代表取締役社長 出向                  2008年6月 横浜ゴム(株) 執行役員タイヤ生産本部長代理 兼 YTPI代表取締役社長                  2009年1月 同社 執行役員タイヤ生産本部長                  2009年6月 同社 取締役常務執行役員タイヤ管掌 兼 タイヤ生産本部長                  2011年3月 同社 取締役専務執行役員タイヤ管掌 兼 タイヤ生産本部長                  2011年6月 同社 代表取締役社長                  2017年3月 同社 取締役副会長 兼 ALIANCE TIRE GROUP代表取締役会長 出向                  2018年3月 同社 副会長執行役員 兼 ALIANCE TIRE GROUP代表取締役会長                  2019年3月 同社 技師長 兼 YOKOHAMA TIRE MFG. MISSISSIPPI代表取締役会長 兼 社長                  2021年4月 同社 相談役                  2024年4月 同社 名誉顧問 (現任)                  現在に至る</p> <p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</b>                  野地彦旬氏は、グローバルにタイヤ事業やマルチプルビジネス事業を展開する横浜ゴム(株)において、工場長、海外現法社長、生産本部長などを歴任した後、2011年から6年間、同社の代表取締役社長を務めました。タイヤ事業を通して自動車業界にも長年携わり、企業経営者としての豊富な経験と幅広い識見を有する同氏には、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただくことが期待されます。                  以上のことから、同氏を新たな独立社外取締役候補者としたものです。</p>
6	<p>再任 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span></p> <p>三原康弘 (1961年7月31日生)</p> <p>所有する当社株式の数 0株</p>	<p>1985年4月 長瀬産業(株) 入社                  1996年9月 長瀬香港有限公司 出向                  2002年2月 長瀬産業(株) 機能化学品第一部 課統括                  2009年4月 同社 機能化学品第一部 部統括                  2013年2月 Nagase Singapore(Pte)Ltd. COO                  2015年4月 長瀬産業(株) 執行役員 スペシャルティケミカル事業部 事業部長                  2019年4月 同社 執行役員 経営企画本部 本部長                  2021年4月 同社 執行役員 事業戦略本部 本部長                  2022年4月 (株)ナガセビューティケア 専務取締役                  2022年6月 当社 社外取締役 (現任)                  2023年4月 (株)ナガセビューティケア 代表取締役社長 (現任)                  現在に至る</p> <p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</b>                  三原康弘氏は、グローバルにビジネスを展開する長瀬産業(株)において、機能素材セグメントや海外拠点において厳しい事業環境下で営業や事業運営を担当し多大な功績を残されました。その後は執行役員 経営企画・事業戦略本部長として、経営の中枢で同社の持続的な成長に向けた中期経営計画の着実な実行に尽力されました。ビジネスに関する豊富な経験と高い識見を備えた同氏は、当社の事業及び経営全般に対する様々な意見をいただきながら、業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。                  以上のことから、同氏を引き続き社外取締役候補者としたものです。</p>

- (注)
1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
  2. 本定時株主総会終結の時をもって、児玉幸信氏及び三原康弘氏の当社社外取締役就任期間は2年となります。
  3. 当社は、児玉幸信氏及び三原康弘氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
  4. 野地彦旬氏が社外取締役に選任された場合、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める責任限度額であります。
  5. 当社は、取締役及び執行役員全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、保険料は全額会社が負担しております。また、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
  6. 当社は、児玉幸信氏及び野地彦旬氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

**第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件**

監査等委員である取締役 伊豆野学、横山和彦、城戸和弘の3氏は本定時株主総会の休会の時（2024年6月27日の審議終了時）をもって任期満了により退任するものとし、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。監査等委員である取締役候補者の就任時期は、本定時株主総会の休会の時（2024年6月27日の審議終了時）といたします。

なお、本議案は、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)
1	<p><b>新任</b></p> <p>まつ や ひで あき 松谷英明 (1955年4月22日生)</p> <p>所有する当社株式の数 7,000株</p>	<p>1978年4月 当社 入社 1990年2月 当社 経理部 課長 1997年9月 M-TEK,INC. 出向 2004年1月 当社 経理・財務G 部長 2007年4月 R-TEC,INC. 取締役社長 2009年4月 当社 理事 R-TEC,INC. 取締役社長 2010年4月 当社 執行役員 R-TEC,INC. 取締役社長 2011年4月 当社 常務執行役員 経理部担当 2014年4月 当社 常務執行役員 KASAI TECK SEE CO.,LTD. 取締役社長 2019年1月 当社 常務役員 KASAI TECK SEE CO.,LTD. 取締役社長 2024年4月 当社 常務役員 社長付（現任） 現在に至る</p> <p>【監査等委員である取締役候補者とした理由及び期待される役割】 松谷英明氏は、当社入社後、主に経理財務部門でのキャリアを積み重ねるとともに、北米、欧州、アセアンの各地域における駐在経験を有する社内でも稀有な存在です。特に欧州とアセアンにおいては地域統括役員として会社経営全般を担った経験と実績を備えており、当社の内部統制の向上、更には企業価値の向上に寄与するものと期待できます。 以上のことから、同氏を新たな取締役である監査等委員候補者としたものであります。</p>
2	<p><b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b></p> <p>き じ かず ひろ 城戸和弘 (1958年3月6日生)</p> <p>所有する当社株式の数 0株</p>	<p>1980年10月 等松青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1996年5月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）社員就任 2003年5月 監査法人トーマツ代表社員就任 2020年9月 有限責任監査法人トーマツ退所 2020年10月 城戸公認会計士事務所開設（現任） 2022年6月 当社 社外取締役（監査等委員）（現任） 現在に至る</p> <p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 城戸和弘氏は、公認会計士として監査法人トーマツに入所して約40年に亘り第一線で活躍し、通常の上場企業に加えて公益法人や学校等の監査を数多く手掛け、1つのセクターにまで仕立てました。2020年10月に独立し、現在は個人として会計事務所を営まれています。多種多様な企業や法人の会計監査に係り、品質重視の適正な監査と報告を実践されてきた経験と見識は、当社の内部統制の向上、更には企業価値の向上に寄与しております。なお、同氏と当社の間には特別の利害関係はありません。 以上のことから、同氏を引き続き、独立社外取締役である監査等委員候補者としたものであります。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び担当並びに重要な兼職の状況)
3	<p>新任 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span></p> <p>古川裕二 (1961年9月24日生)</p> <p>所有する当社株式の数 0株</p>	<p>1984年4月 (株)協和銀行[現(株)りそな銀行] 入行 2001年4月 (株)あさひ銀行[現(株)りそな銀行] 村山支店長 2009年3月 (株)りそな銀行 執行役員 経営管理部長 兼 経営管理部(特命)担当 2012年4月 同行 常務執行役員 年金営業部担当 兼 信託ビジネス部担当 2013年4月 同行 代表取締役副社長 兼 執行役員 東日本担当統括 兼 首都圏地域担当 兼 信託部門担当統括 2014年4月 同社 取締役 兼 執行役員 人材サービス部担当 兼 人材育成部担当 2014年6月 (株)りそなホールディングス 取締役 兼 代表執行役 人材サービス部担当 2017年4月 りそな決済サービス(株) 代表取締役社長 2017年6月 公益財団法人りそな中小企業振興財団 理事長(現任) 2019年6月 ソーダニッカ(株) 社外取締役(現任) 2020年6月 (株)佐藤渡辺 社外取締役(現任) 現在に至る</p> <p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 古川裕二氏は、(株)りそな銀行にて、経営管理部長、年金営業部・信託ビジネス等を担当した後、代表取締役副社長兼執行役員として活躍されました。その後はりそな決済サービス(株)代表取締役社長を務めた後、公益財団法人りそな中小企業振興財団理事長に就任されております。金融業界で磨かれた企業分析力に基づく業務執行への指摘や助言は、監査という点で十二分に機能するものと期待できます。なお、同氏と当社の間には特別の利害関係はありません。 以上のことから、同氏を新たな独立社外取締役である監査等委員候補者としたものであります。</p>

- (注) 1. 城戸和弘氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。
2. 当社は、城戸和弘氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償限度額は、同法第425条第1項に定める責任限度額であります。
3. 古川裕二氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める責任限度額であります。
4. 当社は、取締役及び執行役員全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることのある損害が填補されます。なお、保険料は全額当社が負担しております。また、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
5. 当社は、城戸和弘氏及び古川裕二氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

**第6号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）2名選任の件

半谷勝二氏及び山道昇一氏は、本定時株主総会において日産自動車株式会社に対する第三者割当増資に関連する議案が原案どおり承認可決され、必要な関連法令に基づく届出に対する当局等の承認等を経て、同議案に基づく募集株式の発行により、日産自動車株式会社の出資が完了した時点で辞任となる予定であり、また、当社の再建計画の実行にあたり経営体制の刷新を図るため、取締役（監査等委員である取締役を除く）2名の選任をお願いするものであります。

なお、古川幸二氏及び稲津茂樹氏の選任の効力は、本定時株主総会第1号議案乃至第3号議案が原案どおり承認可決され、本定時株主総会第2号議案にかかる本第三者割当増資に係る出資が完了したことを条件として発生いたします。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (地位及び重要な兼職の状況)
1	<p><b>新任</b></p> <p>古川幸二 (1961年9月10日生)</p> <p>所有する当社株式の数 0株</p>	<p>1984年4月 日産自動車(株) 入社</p> <p>1987年5月 日産プリンス埼玉販売(株) 出向</p> <p>1989年8月 日産自動車(株) 第一調達部</p> <p>1996年7月 英国日産自動車製造(株) 出向</p> <p>1999年7月 日産自動車(株) 第二調達部 主担</p> <p>2002年4月 同社 購買企画部 主担</p> <p>2006年4月 ルノー・ニッサンパーチェシングオーガニゼーション 出向</p> <p>2009年4月 日産自動車(株) パワートレーンプロジェクト購買部 部長</p> <p>2014年4月 同社 パワートレーンプロジェクト購買部 部長 兼 ルノー・ニッサンパーチェシングオーガニゼーション 出向</p> <p>2015年4月 ジヤトコ(株) VP (調達部門長)</p> <p>2015年10月 同社 常務執行役員 (調達部門長)</p> <p>2017年4月 同社 専務執行役員 (調達部門長) (現任)</p> <p>現在に至る</p> <p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>古川幸二氏は、グローバルに自動車事業を展開する日産自動車(株)において、調達・購買領域における主要ポジションを歴任し、更に同社グループ会社のジヤトコ(株)において専務執行役員として調達部門の責任者を務めています。また、そのキャリアは、英国日産自動車製造(株)やルノー(株)とのアライアンス組織への出向等を含み、異文化マネジメント経験も豊富です。自動車業界に長年携わり、グローバルなビジネス及び経営経験と幅広い識見を有する同氏には、取締役選任後は代表取締役社長 社長役員としての職責を担っていただく予定であります。当社事業の立て直しと業績回復後の持続的成長のための経営課題に取り組んでいただくことが期待されます。</p>

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 (地位及び重要な兼職の状況)
2	<p>新任</p> <p>稲 津 茂 樹 (1967年11月26日生)</p> <p>所有する当社株式の数 0株</p>	<p>1992年 4月 日産自動車(株) 入社 栃木工場工務部生産課  1993年11月 東海日産モーター(株) 出向  1995年12月 日産自動車(株) 栃木工場工務部生産課  2001年 4月 同社 生産人事部  2004年 4月 同社 生産管理部  2006年 4月 同社 生産管理部 主担  2008年 4月 メキシコ日産自動車会社 出向  2013年 4月 日産自動車(株) 生産管理部 主管  2015年 4月 同社 生産管理部 部長  2019年 4月 ブラジル日産自動車会社 出向  2023年 4月 日産自動車(株) 生産企画統括本部 副本部長 (現任)  現在に至る</p> <p>【取締役候補者とした理由】  稲津茂樹氏は、日産自動車(株)において工場および本社における生産管理領域での経験と実績を重ね、本社生産管理部長を務めた他、メキシコ日産自動車会社やブラジル日産自動車会社において海外現地法人マネジメント経験も積み、現在は生産企画統括本部副本部長の重責を担っています。その他、生産人事部において生産部門の人事企画・人財開発業務に携わったことがある等多彩なキャリア経験を有しています。自動車業界に長年携わり、ものづくり分野における豊富な経験とグローバルな幅広い識見を有する同氏には、取締役選任後は取締役 副社長役員としての職責を担っていただく予定であります。当社のグローバルなものづくり体制の再建・強化を図っていただくことが期待されます。</p>

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、取締役及び執行役員全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、保険料は全額会社が負担しております。また、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

**第7号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件**

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴 (地位及び重要な兼職の状況)
<p style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">社外</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">独立</span>            杉野 翔子            (1945年8月7日生)  <b>所有する当社株式の数</b>            0株         </p>	<p>1973年4月 弁護士登録            1973年4月 藤林法律事務所勤務            1994年4月 藤林法律事務所パートナー弁護士(現任)            2007年3月 木徳神糧(株) 社外監査役            2014年6月 青木信用金庫 員外監事            2017年3月 (株)MDI 社外取締役            2018年6月 (株)タケエイ 社外監査役(現任)            2019年6月 日本証券金融(株) 社外取締役(現任)            2019年9月 (株)MDI 監査役            2022年6月 (株)ジャンメ 社外取締役(現任)            現在に至る</p> <p><b>【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</b>            杉野翔子氏は、長年にわたり当社の顧問弁護士として内部統制強化のためのご指導をいただき、当社取締役の教育等の講師も数回担当いただいたことがあります。このような実績から、社外取締役を果たすのに十分な情報収集力、理解力、遂行力があること確認しております。当社の事業に精通し、企業法務、内部統制に関する豊富な経験と幅広い識見を有する同氏には、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただくことが期待されます。            以上のことから、同氏を引き続き補欠の監査等委員である社外取締役候補者としたものであります。</p>

- (注) 1. 杉野翔子氏と当社は、法律顧問契約を締結しております。  
 2. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 3. 杉野翔子氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。  
 4. 当社は、取締役及び執行役員全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、保険料は全額会社が負担しております。杉野翔子氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。  
 5. 杉野翔子氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

以上

### 【2024年6月株主総会後のスキルマトリックス】

当社の取締役が有している能力・経験は以下のとおりであります。

	氏名	企業経営	ものづくり		営業・マーケティング	財務会計	人事労務	法務・ガバナンス	国際性・多様性
			R&D・IT	生産・製造技術					
取締役 (監査等委員を除く)	半谷 勝二	○				○	○	○	
	山道 昇一	○			○				○
	小川 耕一	○				○		○	
	児玉 幸信	○		○			○		○
	野地 彦旬	○	○	○					○
	三原 康弘	○				○			○
取締役 (監査等委員)	松谷 英明	○				○	○	○	○
	城戸 和弘					○		○	
	古川 裕二	○				○	○		

### 【日産自動車株による出資完了後のスキルマトリックス】

当社の取締役が有している能力・経験は以下のとおりであります。

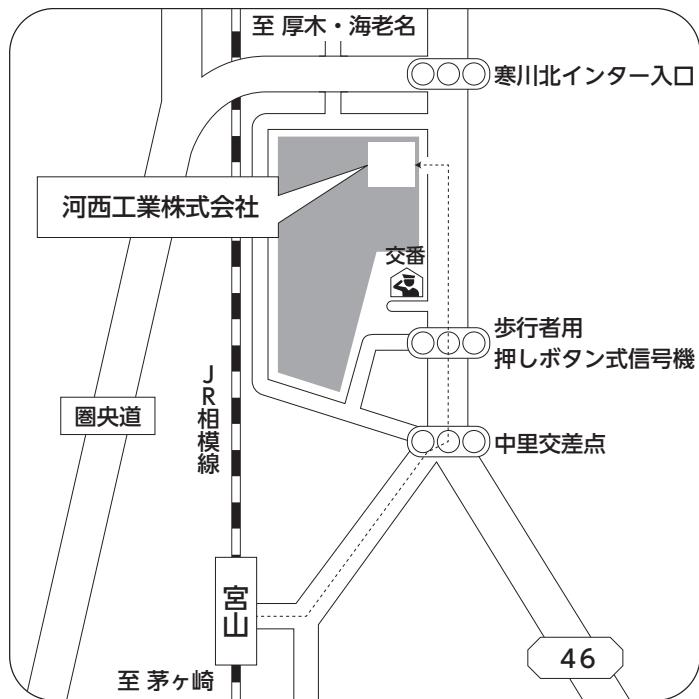
	氏名	企業経営	ものづくり		営業・マーケティング	財務会計	人事労務	法務・ガバナンス	国際性・多様性
			R&D・IT	生産・製造技術					
取締役 (監査等委員を除く)	古川 幸二	○		○					○
	稲津 茂樹	○		○			○		○
	小川 耕一	○				○		○	
	児玉 幸信	○		○			○		○
	野地 彦旬	○	○	○					○
	三原 康弘	○				○			○
取締役 (監査等委員)	松谷 英明	○				○	○	○	○
	城戸 和弘					○		○	
	古川 裕二	○				○	○		

## 株主総会会場ご案内図

### 会場

河西工業株式会社 本社 会議室  
神奈川県高座郡寒川町宮山3316番地

TEL 0467-75-1125 (総務部直通)



### 交通のご案内

J R東日本 相模線「宮山駅」下車徒歩7分  
○公共交通機関をご利用願います。

河西工業株式会社



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。